

旅費支出基準（平成29年12月迄）

1 本専門部における旅費支出基準は、次表によることとする。

\ 対象者 費 目 \	正副部長、正副委員長、監事、幹事 専門委員会委員、関係団体役員	常任委員	技術部員	委 員
交 通 費	全国高等学校体育連盟支出基準による全額	同左注4)	同左注4)	な し
宿 泊 費	特定の指定等のある場合は実費。 特に指定等のない場合は1泊10,000円(含食費) 用務の日程により、泊数を配慮する。	な し (注4)	な し (注4)	な し
日 当	1日1,500円 用務の日程により、日数を配慮する。	同 左	な し	な し

注1) 交通費は、勤務先と用務先との最寄り駅より起算する。

2) 新幹線料金は、新幹線のみで100km以上の場合に支給する。

航空運賃は、長期休業中でない場合に、勤務時間と旅行経路とを考慮して支給する。但し、全国高等学校総合体育大会の関係用務の場合には、大会の支出基準による。

3) 本専門部の用務期間中に、他の用務で他の団体等から旅費支給がある場合は、支給しない。

(例として、大会役員・審判・監督又は(財)日本体操協会体操競技委員会・新体操委員会等)

4) 常任委員及び技術部員が、連続した日程で用務のある場合は、次の通りとする。

ア 「委員」を兼ねるもの場合は、支給しない。

イ 「委員」を兼ねないもの場合は、勤務地と旅行経路とを考慮して、交通費又は宿泊費の何れか少額の方を支給する。

2 全国高等学校総合体育大会関係用務における旅費支出基準は、同大会旅費支出基準による。

(ただし、大会開催地実行委員会の負担とする)

3 この基準の改廃は、本専門部総会の議決による。

4 この改定基準は、昭和61年 4月 1日より施行する。

(参 考)

全国高等学校体育連盟及び全国高等学校総合体育大会の旅費支出基準

	全国高等学校 体育連盟 (以上) (未満)	全国高等学校 総合体育大会 (以上) (未満)	普 通 旅 費 運 賃	急 行 指 定 料 金	特急指定 ・新幹線 指定料金	特 急 B寝台 中 段
交 通 費	50km 50km 200km 200km 500km 500km	100km 100km 300km 300km 500km 500km	○ ○ ○ ○	 ○ ○ ○	 ○ ○ ○また	 は○
宿 泊 費 日 当		大会規定料金 1,500円 (含弁当)				

昭和57年10月 3日制定・昭和61年 8月 1日改定・平成 2年 2月 5日改定
平成 7年 2月13日改定

旅費支出基準(平成30年1月施行予定)

1 本専門部における旅費支出基準は、次表によることとする。

対象者 費目	正副部長、正副委員長、監事、幹事、 専門委員会委員、関係団体役員	常任委員 技術部員	委 員
交 通 費	全国高等学校体育連盟旅費支出基準を参考にし、 全額を支給する。	同 左 (注5)	な し
宿 泊 費	特定の指定等のある場合は実費。 特に指定等のない場合は1泊10,000円(含食費) 用務の日程により、泊数を配慮する。	な し (注5)	な し
日 当	1日1,500円 用務の日程により、日数を配慮する。	同 左	な し

- 注1) 交通費は、勤務先と用務先との最寄り駅より起算する。
(可能な限り早割料金等を利用し、経費削減に努めて下さい)
- 2) 鉄道運賃は、普通運賃とする。
 ・急行列車を運行する路線では、片道50Km以上は急行料金を支給する。
 ・特別急行列車を運行する路線では、片道100Km以上は特別急行料金を支給する。
 ・特別急行寝台列車を運行する路線では、片道400Km以上は特別急行料金・B寝台客車2段式料金を支給する。
 ・新幹利用は片道100Km以上とする。
- 3) 航空機は北海道、四国、九州および片道600kmの場合は実費を支給する。但し、鉄道運賃と比べ、何れか少額の方を支給する。
- 4) 本専門部の用務期間中に、他の用務で他の団体等から旅費支給がある場合は、支給しない。
(例として、大会役員・審判・監督又は(公財)日本体操協会代表者連絡会議等)
- 5) 常任委員及び技術部員が、連続した日程で用務のある場合は、次のとおりとする。
 ア 「委員」を兼ねるもの場合は、支給しない。
 イ 「委員」を兼ねないもの場合は、勤務地と旅行経路とを考慮して、交通費又は宿泊費の何れか少額の方を支給する。(例として、東京で2日間連続して会議があり、勤務校が東京近郊にある場合)
- 6) 航空券・宿泊費は交通費申請書で事前に提出する。
(領収書は当日お持ち下さい。領収書が未提出の場合、支給が遅れることもある)
- 7) 交通費申請書に基づき、現金及び指定口座に振り込む。
- 2 全国高等学校総合体育大会関係用務における旅費支出基準は、同大会旅費支出基準による。
(ただし、大会開催地実行委員会の負担とする)
- 3 この基準の改廃は、本専門部総会の議決による。
- 4 この改定基準は、平成30年1月1日より施行する。

昭和57年10月 3日制定・昭和61年 8月 1日改定・平成 2年 2月 5日改定
 平成 7年 2月13日改定・平成30年 2月12日改定